



熊本県公報

号外 第 7 4 号
平成 28 年 12 月 20 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (") 1

告 示

熊本県告示第 1 0 8 0 号の 2

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	北外輪山 大津線	菊池郡大津町大字古城字六番東原 9 7 3 番地先から 同所 9 7 6 番 1 地先まで	前	7. 8 ～ 9. 3	135. 0	
			後	9. 5 ～ 56. 2		

2 区域を変更する期日 平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日

熊本県告示第 1 0 8 0 号の 3

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	北外輪山 大津線	菊池郡大津町大字古城字六番東原 9 7 3 番地先から 同所 9 7 6 番 1 地先まで	135. 0	

2 供用を開始する期日 平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日